

伊達市新型コロナウイルス感染症 地域経済対策 中小企業者・個人事業主 事業継続奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に大きな影響を受けている市内の中小企業者・個人事業主を対象に地域経済対策を実施します。

1 対象業種（日本標準産業分類より）

- ①製造業
- ②情報通信業
- ③運輸業（道路旅客運送業のみ）
- ④卸売業、小売業
- ⑤不動産、物品賃貸業（不動産管理業・物品賃貸業のみ）
- ⑥宿泊業、飲食サービス業
- ⑦生活関連サービス業、娯楽業
- ⑧教育学習支援業
- ⑨医療、福祉
- ⑩サービス業（政治、経済、文化団体、宗教を除く）

2 要件

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から5月のいずれかの月の売上高が対前年同月比で20%以上減少している事業者

3 助成金額

1事業者10万円

4 事業期間

令和2年6月1日（月）～令和2年7月31日（金）

5 申請方法

- ・申請書は、市ホームページ又は伊達市役所（総合支所を含む）、伊達市商工会（各支所を含む）又は保原町商工会の窓口で配布
- ・申請は、伊達市商工会（各支所を含む）、保原町商工会又は伊達市役所へ可能な限り郵送申請をお願いします。

担当 | 産業部商工観光課
電話 024-573-5632